

防犯灯に対する補助事業について

(平成23年度補助申請説明資料)

防犯灯につきましては、地域住民の皆さんが地域の状況を把握して、必要な場所に設置していくという考え方から、各自治会、PTA等の公的団体が設置し、維持管理することになっています。

本市では、市内に防犯灯を設置し、引き続きその維持管理を行う自治会・PTA等の公的団体に対し補助金を交付し、防犯活動を推進しています。

防犯灯補助金については、「防犯灯設置等補助金」、「防犯灯管理補助金」の2種類があり、その概要は次のとおりです。

なお、申請に関する書類等は、すべて自治会長、団体長へ送付いたします。

記

1 防犯灯設置等補助金・・・2ページ

- 案内通知発送 平成23年6月30日（今回同封した通知）
- 計画書提出 平成23年7月4日～平成23年8月5日まで
- 補助申請期間 平成23年8月下旬～平成23年10月下旬頃

2 防犯灯管理補助金・・・5ページ

- 案内通知発送 平成23年12月下旬頃
- 補助申請期間 平成24年1月上旬～平成24年2月中旬

3 その他留意事項・・・7ページ

1 防犯灯設置等補助金（新設などに対する補助金）

(1) 補助基準〔1灯あたり〕 (平成23年4月1日現在)

A	照明器具と支柱の設置	35,000円以内
B	照明器具と支柱の交換	30,000円以内
C	既存の電柱に照明器具を設置	15,000円以内
D	器具の交換（自動点滅器を含む防犯灯全部の交換に限る）	10,000円以内
E	自動点滅器の交換	4,000円以内
F	照明器具あるいは照明器具と支柱の撤去	10,000円以内
高照度防犯灯導入加算		10,000円以内

※ 工事額が補助基準額を下回った場合は、実費額分を補助（100円未満切り捨て）

■高照度防犯灯導入加算について

<概要>

電気料金は東京電力(株)公衆街路灯 A の 40W 契約料金のまま、明るさが2倍近くになる器具に取替及び新規設置した場合に、上記区分（A～D）に10,000円を上限に加算するものです。

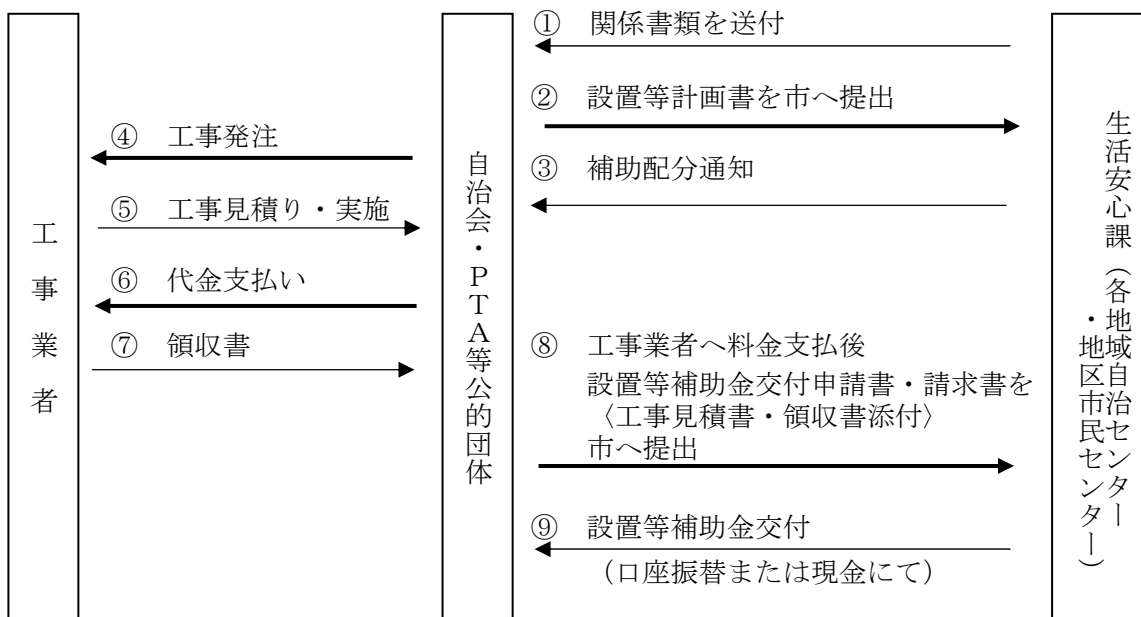
※ 当面の間、下校時間の遅い中学生の安全を確保するため、中学校通学路へ設置するものを補助対象とします。

<補助対象>

高照度防犯灯導入加算の対象となる器具は、下記の3種類です。

種類	形状	特徴
FHP32W形防犯灯		<ul style="list-style-type: none"> ・ランプ光束(明るさ) 2,900 lm ・ランプ寿命 12,000 時間 ・電気料金区分 40Wまで ・希望小売価格 20,000 円前後
FHT32W形防犯灯		<ul style="list-style-type: none"> ・ランプ光束(明るさ) 2,400 lm ・ランプ寿命 10,000 時間 ・電気料金区分 40Wまで ・希望小売価格 30,000 円前後
エバーライト30		<ul style="list-style-type: none"> ・ランプ光束(明るさ) 2,400 lm ・ランプ寿命 60,000 時間 ・電気料金区分 40Wまで ・希望小売価格 51,500 円 ・取扱は、パナソニック電工(株)のみ
【参考】 FL20W形防犯灯 (一般的なもの)		<ul style="list-style-type: none"> ・ランプ光束(明るさ) 1,470 lm ・ランプ寿命 8,500 時間 ・電気料金区分 40Wまで ・希望小売価格 9,000 円前後

(2) 手続きの流れ



※市の配分通知を受けたものが補助対象となりますので、原則として補助配分通知を受けてから工事を行ってください。未点灯の期間が長く続くなど、止むを得ない場合はすでに工事が終了しているものも補助対象としていますが、予算の範囲を超えた申請があった場合は今年度の補助を受けられない場合があります。

重要【高照度防犯灯の設置工事についての注意事項】

市では、当面の間、高照度防犯灯加算対象となる設置(交換)場所を中学校通学路に限定していることから、場所の確認を行う必要があるため、市の補助配分決定されたもののみ対象としております。

高照度防犯灯を使用する場合は、市からの補助配分決定通知を待って、工事を発注してください。

ただし、既存の防犯灯の器具交換時期に合わせて壊れたものから順次高照度防犯灯へ転換する場合、事前に市に相談し認定を受けた場所に限っては、特例として先に工事を行ったものも加算補助対象としますので、事前に生活安心課にご相談下さい。ただし、予算に限りがあることから、工事を実施した年度にすべてが補助対象とならない場合もあります。

また、工事終了後の補助申請時には、工事業者が証明する「高照度防犯灯設置証明書」が必要になりますので、自治会で発注している工事業者へ依頼してください。

(注1) 通常の防犯灯、高照度防犯灯のいずれであっても、大規模な工事を予定している場合は、事前に生活安心課にご相談下さい。予算に限りがあることから、ご希望どおりに補助できない場合もあります。

(注2) 蛍光管やグローランプだけの交換は、設置等補助金の対象にはなりません。管理補助金で補助しております。

○見積もりと入札について

複数の業者から見積もりを取ることで、これまでより安価に工事を発注できる場合があります。ぜひご検討下さい。

(3) 申請について

	発送書類・提出書類	実施時期
① 案内通知 (市から全団体長へ送付)	<ul style="list-style-type: none"> 補助実施内容案内 設置等計画書 を送付 	6月下旬
② 計画書提出	<ul style="list-style-type: none"> 設置等計画書 設置, 交換場所地図 を市へ提出 	6月下旬から 8月上旬まで
③ 補助配分通知 (市から計画書の提出のあ った団体長へ送付)	<ul style="list-style-type: none"> 補助配分通知 補助申請関係書類 を送付	8月中旬
⑧ 補助申請	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付申請書 補助金交付請求書 工事の見積書(請求書)のコピー 工事の領収書コピー <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">口座名義等に変更があった場合</div> <ul style="list-style-type: none"> 振込口座通帳のコピー <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">口座名義が自治会名と異なる場合</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">現金払いで受領者が自治会長本人でない場合</div> <ul style="list-style-type: none"> 防犯灯補助金の受領に関する委任状 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">高照度防犯灯加算補助を受ける場合</div> <ul style="list-style-type: none"> 高照度防犯灯設置証明書 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">撤去の場合</div> <ul style="list-style-type: none"> 東京電力発行の撤去証明書(写) <div style="text-align: right;">を市へ提出</div>	8月下旬から 10月下旬まで

2 防犯灯管理補助金（電気料に対する補助金）

(1) 補助基準

団体が負担した電気料金（東京電力㈱公衆街路灯A40W契約を上限）及び修繕費（平成22年12月末の設置灯数1灯当たり700円）を交付します。

【補助額の算出】

- ① 電気料金（平成23年1月分から平成23年12月分までの防犯灯電気料金が対象）

$$\frac{1 \text{ 灯の年間電気料金} \times \text{平成23年12月分電気料金の支払灯数}}{\text{平成22年12月末灯数} \times 700 \text{ 円}}$$
- ② 修繕費

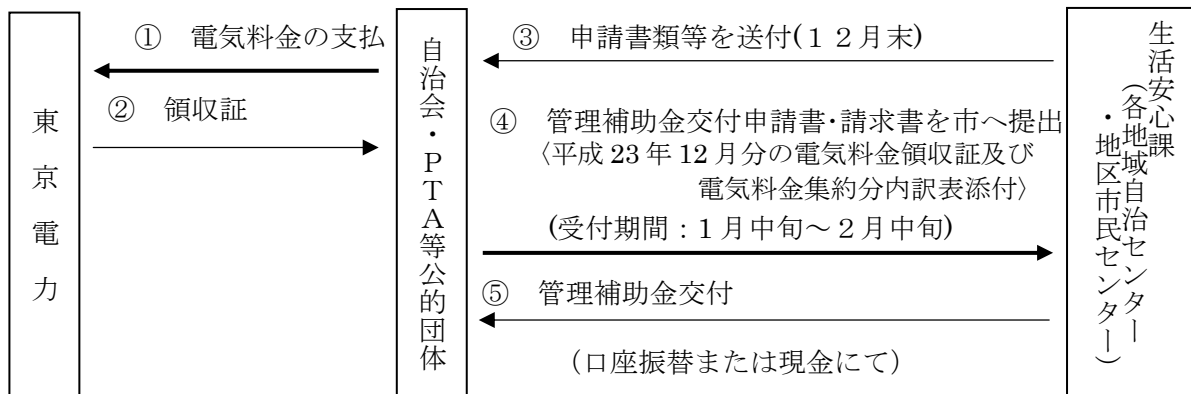
※ 平成23年中に設置した防犯灯は修繕費の対象外です。

【補助額】

- ①電気料金と②修繕費の合計額

なお、100円未満の額が生じた場合は、これを切り捨てとします。

(2) 手続きの流れ



(3) 申請について

	発送書類・提出書類	時期
③ 案内通知 (市から全団体長へ送付)	・ 補助実施内容案内 ・ 補助申請関係書類 を送付	12月下旬
④ 補助申請	・ 補助金交付申請書 ・ 補助金交付請求書 ・ 平成23年12月分電気料金領収証のコピー ・ 平成23年12月分電気料金集約分内訳表のコピー <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">口座名義等に変更があった場合</div> ・ 振込口座通帳のコピー <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">口座名義が自治会名と異なる場合</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">現金払いで受領者が自治会長本人でない場合</div> ・ 防犯灯補助金の受領に関する委任状 を市へ提出	2月中旬頃まで

(4) 電気料金の領収証について

平成23年12月分の領収証は管理補助金申請の際に必要となりますので、大切に保管してください。(提出していただく領収証がない場合は、東京電力で支払証明書(有料)を取っていただくことになります。)

※ 電気料金を一括前払いでお支払いしている場合は、月々の領収書が出ません。1年分もしくは半年分の領収証が郵送されます。管理補助金申請の際に必要となりますので、必ず保管しておいてください。

(5) 電気料金集約分内訳表について

電気料金を集約している場合、東京電力㈱から各自治会等へ毎月口座引き落とし前に、電気料金集約分内訳表が送付されます(納付書払いの自治会には、納付書送付時に同封されます。)。管理補助金申請の際に平成23年12月分の電気料金集約分内訳表が必要となりますので、大切に保管してください。

※ 電気料金を一括前払いにしている団体へは送付されませんので、代わりに市から自治会長へ送付する委任状を提出していただきます。

(6) 電気料金の支払について

○ 電気料金の支払集約について

防犯灯の電気料金については、できるだけ自治会ごとに集約することをお勧めします。管理補助金の申請に必要な電気料金の領収証が1枚になるため、申請漏れを防ぐことができます。

—— 手続きについて ——

東京電力㈱各営業所にて電話で手続きできます。

集約したい領収証のお客様番号を調べておいてください。

(例) お客様番号	10000-00000-00-00	}	50000-00000-00-00 検針日の一番遅いものに集約 または <u>新しいお客様番号</u> を設定する。
	20000-00000-00-00		
	30000-00000-00-00		
	40000-00000-00-00		
	50000-00000-00-00		

手続きをとった次の検針より集約されます。

○ 電気料金の一括前払いサービスについて

電気料金をまとめて前払いすることにより、1年型の場合は1灯あたり10.5円、半年型の場合は1灯あたり8.4円割引になります。ぜひご利用ください。

電気料金については、詳しくは東京電力へご相談ください。

東京電力㈱ 栃木カスタマーセンター TEL 0120(995)112

3 その他留意事項

(1) 補助金振込口座について

○ 振込口座名義について

補助金の振込口座については、申請団体名義（自治会名義）の銀行等口座が必要になります。口座名義が申請団体名と異なる場合は、名義変更の手続きを行ってください。

なお、個人名義の口座へはお支払できません。必ず、申請団体名義（自治会名義）の口座をご用意ください。

○ 通帳コピーの提出について

例年、申請いただいた振込口座名義が実際と異なり、振込ができない団体が多数あります。口座名義等に変更があった場合は、補助金交付申請の際に、通帳のコピー（通帳の表紙の裏面：口座名義がカタカナで記載してあるページ）を添付していただきますようお願いいたします。

窓口へ直接申請される場合は、通帳をご持参いただければコピーをお取りしますので、ご協力のほどよろしくようお願いいたします。

(2) 防犯灯の適正管理のお願い

定期的に点検をしていただき、昼間点灯の防犯灯や夜間未点灯の防犯灯については、下記のとおり速やかな対応をお願いいたします。

自動点滅器や器具全体を交換したものについては、次回の設置等補助金で申請してください。申請の際に、工事内容がわかる見積書(または請求書)と領収書が必要になりますので、大切に保管してください。

また、器具が汚れていた場合、十分な照度が確保されない場合がありますので、清掃管理等につきましても、定期的な点検をお願いいたします。

《 昼間点灯防犯灯について 》

原因	対応策
自動点滅器の故障	速やかに自動点滅器を交換してください。
自動点滅器が付いていない防犯灯	自動点滅器を設置するか、自動点滅器付の防犯灯に交換してください。

《 夜間未点灯防犯灯について 》

原因	対応策
蛍光管の球切れ	速やかに修繕をお願いします。
防犯灯器具本体の故障	